

教育支援の手引



令和5年3月改訂

愛知県教育委員会



はじめに

平成 18 年 12 月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、国においては、平成 19 年 9 月に同条約に署名しました。その後、平成 23 年の障害者基本法の一部改正を端緒として障害者に関する諸般の制度の整備が進められ、同条約は平成 26 年 1 月 20 日、正式に批准されました。

教育に関しては、同条約の第 24 条に「障害者を包容する教育制度」の確保が規定され、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。また、平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、学校において合理的配慮の提供が求められるようになりました。

平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告がまとめられ、その中では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると示されています。

文部科学省はこの報告等を踏まえて、平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正を行い、就学の決定については、従来の「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学する仕組み」から、「障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み」へと改めています。さらに、令和 3 年 1 月に、文部科学省は、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告及び中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～を取りまとめ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実を資するよう、平成 25 年 10 月発行の「教育支援資料」の内容を充実すべきとの提言がありました。

愛知県においても、障害のある子供たちが、一人一人のニーズに応じた支援・指導を受けられるよう、教育支援の充実を図るとともに、特別支援教育をさらに推進してまいりました。

また、平成 30 年 12 月に策定した「第 2 期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2023）」では、早期からの教育相談の充実を図るとともに、適切な教育支援の在り方についての周知を徹底することを推進方策に掲げて取り組んでおります。

この「教育支援の手引」は、令和 3 年 6 月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が発行した「障害のある子供の教育支援の手引」を基に、愛知県教育委員会が令和 2 年 3 月に発行した手引を改訂したものです。この手引書が関係者に有効に活用され、本県の特別支援教育の一層の充実が図られるよう、よろしく願いいたします。

令和 5 年 3 月

愛知県教育委員会

教育支援の手引の目次

はじめに

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方	1
第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス	4
第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方	5
第2章 就学に向けた様々な事前準備を支援するための活動	5
第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定のプロセス	9
第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス	11
第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築	12
第6章 就学に関わる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～	13
第3編 障害の状態等に応じた教育的対応	17
I 視覚障害	18
II 聴覚障害	22
III 知的障害	26
IV 肢体不自由	30
V 病弱・身体虚弱	34
VI 言語障害	38
VII 自閉症	43
VIII 情緒障害	48
IX 学習障害	52
X 注意欠陥多動性障害	56
第4編 就学に関する事務	60
1 新学齢児の就学	61
2 教育支援状況の報告	62
3 小・中学校及び義務教育学校から愛知県立特別支援学校への転学	63
4 愛知県立特別支援学校から小・中学校及び義務教育学校への転学	64
5 愛知県立特別支援学校から学校指定を変更する場合	65
6 愛知県立特別支援学校間の転学	66
7 【区域外就学】愛知県立以外の特別支援学校（県外の学校を含む）への就学	67
8 【区域外就学】県内に住所を有する者の他都道府県立の特別支援学校への就学	67
9 【区域外就学】県外に住所を有する者の愛知県立特別支援学校への就学	68
10 県外から愛知県内に転居した場合の愛知県立特別支援学校への就学	68
11 就学義務の猶予・免除	68
12 学齢簿の加除訂正	69
13 教育支援について指導、助言を求める場合	69
14 特別支援学校在籍者が特別支援学校に就学させることが適当でなくなった者と思料される場合	69
15 様式1～23、別表③	70～84

(R8.4～様式1を一部改訂)

本手引と文部科学省発行「障害のある子供の教育支援の手引」との関連について

本手引の第1編から第3編は、令和3年6月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が発行した「障害のある子供の教育支援の手引」を基に編集しました。本手引をきっかけにして、「障害のある子供の教育支援の手引」を開き、教育支援についてより理解を深めていただくために、本手引の中に、「障害のある子供の教育支援の手引」の関連ページ数を記載しました。

文部科学省のWebページに「障害のある子供の教育支援の手引」のデータがあります。ぜひ、ご覧ください。

第1編 [第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方 \(mext.go.jp\)](#)

第2編 [第2編 就学に関する事前の相談・支援, 就学先決定, 就学先変更のモデルプロセス \(mext.go.jp\)](#)

第3編

I 視覚障害 [第3編 障害の状態等に応じた教育的対応 1 視覚障害 \(mext.go.jp\)](#)

II 聴覚障害 [2 聴覚障害 \(mext.go.jp\)](#)

III 知的障害 [3 知的障害 \(mext.go.jp\)](#)

IV 肢体不自由 [4 肢体不自由 \(mext.go.jp\)](#)

V 病弱・身体虚弱 [5 病弱・身体虚弱 \(mext.go.jp\)](#)

VI 言語障害 [6 言語障害 \(mext.go.jp\)](#)

VII 自閉症 [7 自閉症 \(mext.go.jp\)](#)

VIII 情緒障害 [8 情緒障害 \(mext.go.jp\)](#)

IX 学習障害 [9 学習障害 \(mext.go.jp\)](#)

X 注意欠陥多動性障害 [10 注意欠陥多動性障害 \(mext.go.jp\)](#)